## 福岡大学利益相反ポリシー

#### 1 目的

福岡大学(以下「本学」という。)は、教育と研究の基本的使命に加え、第三の使命として教育研究活動の成果として創出された知的財産を産業界や公的機関との連携により活用し、産業界の発展に寄与すること(以下「産学官連携」という。)によって、社会の発展に貢献している。

産学官連携を推進する過程で、本学及び職員(以下「職員等」という。)が特定の企業から正当な利益を得る、又は特定の企業等に対し必要な範囲で責任を負うことは当然想定されることである。本学と企業等の立場の相違から、職員等が企業等との関係で有する利益や責務が本学におけるそれと衝突する、いわゆる「利益相反」と呼ばれる状況が常時生じる可能性がある。このような利益相反行為に対し適切な対応を怠れば、場合によっては本学の社会的信頼等を損ないかねず、結果として産学官連携の推進自体が阻害される恐れがある。

そこで本学は、産学官連携の健全な推進にあたり、利益相反の問題について職員等が取り組むべき姿勢と対処するためのルールを、利益相反ポリシーとして定めるものである。

# 2 利益相反の定義

このポリシーにおいては、用語を次のように定義する。

- (1)「広義の利益相反」とは、狭義の利益相反と責務相反を含んだものをいう。
- (2)「狭義の利益相反」とは、職員又は本学が産学官連携活動に伴って得る利益と、 教育・研究等の本学における責任が相反する状況をいう。
- (3)「個人としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、職員個人が産学官連携活動に伴って得る利益と、本学における教育と研究等の責任が相反する状況をいう。
- (4)「本学(組織)としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、本学(組織) が産学官連携活動に伴って得る利益と、本学(組織)の社会的責任が相反する状況 をいう。
- (5)「責務相反」とは、職員個人が兼業活動などにより企業等に対し負う責任と、本学における職務遂行上の責任が両立しえない状況をいう。

### 3 利益相反ポリシーの基本的な考え方

- (1) 本学は、産学官連携による社会貢献を教育・研究に続く第三の使命として位置づけ、産学官連携活動を積極的に推進する。
- (2)本学は、産学官連携活動を推進するにあたり、社会から疑念を抱かれないように、 公明性、公平性及び中立性を保持した手続を定める。
- (3) 本学は、職員等が安心して産学官連携活動に取り組めるよう、利益相反マネジメントに関する適切な学内ルール及び体制を整備する。
- (4) 本学は、産学官連携活動によって生じる利益相反に関する社会への説明責任を果たし、職員等が安心して産学官連携活動を推進できるよう支援する。

## 4 利益相反ポリシーのルール

本学の職員は、産学官連携に携わるにあたり、産学官連携に伴う個人的な利益や連携先の利益等を優先する結果、本学の本来の使命である教育・研究を疎かにするようなことがあってはならない。また、そのような利益相反行為がなされているとの疑いを、社会から受けないよう努めなければならない。

そのため、下記のように、利益相反をマネジメントし、適切に対処するための体制 を構築し、遵守するものとする。

## 5 利益相反の対処体制

- (1) 利益相反マネジメント委員会の設置 利益相反マネジメントに関する基本方針及び具体的事項に関する審議を行うため、利益相反マネジメント委員会を置く。
- (2) 利益相反マネジメント・アドバイザーの設置 利益相反問題を抱える職員等に対し、適切な指導・助言等を行うため、利益相反 マネジメント・アドバイザーを置く。
- 6 このポリシーは、平成21年10月1日から実施する。